

件名	有給休暇の義務化について
受付日	平成31年3月27日
ご意見・ご提案の概要	<p>年5日の有給休暇の取得が義務化された場合でも、休むと他人に迷惑をかける等の観念が根付いている環境では長期休暇は取れず、日本が抱えている多くの問題の緩和は難しいのではないか。</p> <p>翌年に繰り越せない有給をすべて取得するよう条例で義務化してはどうか。</p>
県の考え方	<p>県においても働き方改革を推進しているところであり、今後もいただいたご意見も参考にしながら、県政の推進に努めてまいります。</p>
担当課	総務部 行政管理課